

総務文教常任委員会

H26. 8. 28 (木)

午前10時00分～

第3委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 案件

○行政報告

・放課後児童会について

・インターナショナル・セーフスクール推進事業について

4 その他

○次回の日程について

総務文教常任委員会用説明資料

平成 2 6 年 8 月 2 8 日

亀 岡 市 教 育 委 員 会

亀岡市放課後児童会にかかるアンケート集計結果 [速報版]

●実施内容

- 1 対 象 : 平成26年7月1日現在入会児童の保護者 781名
- 2 調査目的 : 平成25年度に実施された「亀岡市の子ども・子育て支援に関するニーズ調査」とは別に、現に放課後児童会を利用している保護者の児童会運営体制等に関する具体的ニーズを把握することを目的に実施。
- 3 実施期間 : 平成26年7月1日(火)～14日(月)
配布日 7月 1日から順次配布
提出期日 7月14日
- 4 配布及び回収方法 : 各校放課後児童会指導員等から、保護者へ直接手渡しにて依頼。保護者がアンケートを記入のうえ依頼時の封筒に封入し、各校放課後児童会に提出。

●集計結果

配布数 : 781枚
回収数 : 676枚
回収率 : 86.6%

[設問]

- 問5 今後、放課後児童会への入会可能学年が延長された場合、何年生まで入会をご希望されますか。また、その場合の利用希望期間についてもお聞かせください。

☐ 小学4年生まで ↓ ☐ 年間を通じて希望 ☐ 夏休み等のみ希望	☐ 小学5年生まで ↓ ☐ 年間を通じて希望 ☐ 夏休み等のみ希望	☐ 小学6年生まで ↓ ☐ 年間を通じて希望 ☐ 夏休み等のみ希望
☐ 現状どおり小学3年生まで		☐ 現在の学年で退会予定

○回答結果（複数回答にて集計）

・全体集計

回答	回答数（件）	回答率（％）
4年生・年間希望	408	26.0
4年生・夏休み等希望	230	14.6
5年生・年間希望	270	17.2
5年生・夏休み等希望	180	11.5
6年生・年間希望	238	15.2
6年生・夏休み等希望	128	8.2
3年生まで（含む退会予定）	89	5.7
不明・無回答	27	1.7
計	1,570	100.0

※年間希望者学年別集計

回答	回答数（件）	回答率（％）
4年生まで	408	39.5
5年生まで	270	26.2
6年生まで	238	23.1
3年生まで（含む退会予定）	89	8.6
不明・無回答	27	2.6
計	1,032	100.0

※夏休み等希望者学年別集計

回答	回答数（件）	回答率（％）
4年生夏休み等まで	230	35.2
5年生夏休み等まで	180	27.5
6年生夏休み等まで	128	19.6
3年生まで（含む退会予定）	89	13.6
不明・無回答	27	4.1
計	654	100.0

【設問】

問6 現在、放課後児童会の開設時間は、通常授業日は放課後から午後6時まで、夏休み等の長期休業期間中は、午前8時30分から午後6時までとなっていますが、この開設時間についてご意見をお聞かせください。

通常授業日の開設時間について

☐現状のままで良い

☐延長を希望する

その場合 午後 時 分までの開設を希望

夏休み等の長期休業期間の開設時間について

☐現状のままで良い

☐延長を希望する

その場合 午前 時 分から午後 時 分までの開設を希望

○回答結果

・通常授業日の開設時間

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
現状のままで良い (18:00)	428	63.3
延長を希望する	229	33.9
不明・無回答	19	2.8
計	676	100.0

※延長を希望する方の終了希望時間

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
18:30まで	71	31.0
19:00まで	151	66.0
19:30まで	1	0.4
19:31以降	6	2.6
計	229	100.0

・夏休み等の開設時間 (開始時間)

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
現状のままで良い (8:30)	335	49.6
延長を希望する	332	49.1
不明・無回答	9	1.3
計	676	100.0

※延長を希望する方の開始希望時間

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
7:00から	9	2.7
7:30から	51	15.4
7:45から	13	3.9
8:00から	252	75.9
8:15から	7	2.1
計	332	100.0

・夏休み等の開設時間 (終了時間)

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
現状のままで良い (18:00)	435	64.3
延長を希望する	208	30.8
不明・無回答	33	4.9
計	676	100.0

※延長を希望する方の終了希望時間

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
18:30まで	68	32.7
19:00まで	135	64.9
19:30まで	1	0.5
19:31以降	4	1.9
計	208	100.0

[設問]

問7 現在、原則毎月第2土曜日に放課後児童会を開設しています。その開設時間等についてご意見をお聞かせください。

現在、月1回の開設について

☐ 現状のままで良い		
☐ 開設日の拡大を希望する	その場合 (月	回程度の開設を希望)

開設時間 (現在は午前8時30分～午後0時30分) について

☐ 現状のままで良い		
☐ 延長を希望する		
その場合 (午前	時	分から午後
	時	分までの開設を希望)

○回答結果

・土曜開設日数の拡大

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
現状のままで良い (月1回)	454	67.2
拡大を希望する	178	26.3
不明・無回答	44	6.5
計	676	100.0

※拡大を希望する方の開設希望回数

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
月2回程度	39	21.9
月3回程度	13	7.3
月4回程度 (毎週)	126	70.8
計	178	100.0

・土曜開設日の開設時間（開始時間）

回答	回答数（件）	回答率（％）
現状のままで良い（８：３０）	４９１	７２．６
延長を希望する	１１２	１６．６
不明・無回答	７３	１０．８
計	６７６	１００．０

※延長を希望する方の開始希望時間

回答	回答数（件）	回答率（％）
７：００から	５	４．５
７：３０から	１５	１３．４
７：４５から	９	８．０
８：００から	８２	７３．２
８：１５から	１	０．９
計	１１２	１００．０

・土曜開設日の開設時間（終了時間）

回答	回答数（件）	回答率（％）
現状のままで良い（１２：３０）	４１０	６０．７
延長を希望する	１９５	２８．８
不明・無回答	７１	１０．５
計	６７６	１００．０

／
～１８：００ ４５．６／１
(１３．２／１)

※延長を希望する方の終了希望時間

回答	回答数（件）	回答率（％）
１３：００まで	５	２．６
１４：００まで	５	２．６
１５：００まで	１８	９．２
１６：００まで	１５	７．７
１７：００まで	２０	１０．３
１８：００まで	８９	４５．６
１８：３０まで	９	４．６
１９：００まで	３２	１６．４
１９：３０まで	１	０．５
１９：３１以降	１	０．５
計	１９５	１００．０

[設問]

- 問 8 現在、学校行事等（授業参観・運動会・学習発表会など）による代休日は、放課後児童会を開設していませんが、それについて考えをお聞かせください。（ただし、天候による警報発令日を除く。）

☐現状のままで良い（代休日に開設はしない。）

☐代休日に開設を希望する

その場合（午前 時 分から午後 時 分までの開設を希望）

○回答結果

・代休日の開設希望（開始時間）

回答	回答数（件）	回答率（%）
現状のままで良い（開設不要）	189	28.0
開設を希望する	459	67.9
不明・無回答	28	4.1
計	676	100.0

※開設を希望する方の開始希望時間

回答	回答数（件）	回答率（%）
7：00から	8	1.7
7：30から	43	9.4
7：45から	11	2.4
8：00から	178	38.8
8：15から	5	1.1
8：30から	198	43.1
8：31以降	16	3.5
計	459	100.0

・代休日の開設希望（終了時間）

回答	回答数（件）	回答率（%）
現状のままで良い（開設不要）	188	27.8
開設を希望する	456	67.5
不明・無回答	32	4.7
計	676	100.0

※開設を希望する方の終了希望時間

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
15:00まで	2	0.4
16:00まで	4	0.9
17:00まで	26	5.7
18:00まで	289	63.4
18:30まで	50	11.0
19:00まで	83	18.2
19:30まで	1	0.2
19:31以降	1	0.2
計	456	100.0

[設問]

- 問9 現在、夏休み等の期間中には保護者の方の送迎をお願いしておりますが、児童の急増等の理由により通常入会されている放課後児童会での受入れが困難となり、夏休み期間中のみ近隣の他の小学校や自治会で開設している放課後児童会（小学校から自動車で10分～20分の圏内）への入会をお願いした場合、ご協力いただくことは可能ですか。

☐ 協力は可能である

☐ 協力は不可能である

○回答結果

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
協力は可能である	292	43.2
協力は不可能である	366	54.1
不明・無回答	18	2.7
計	676	100.0

[設問]

- 問10 現在、亀岡市では入会申請があった方につきましては、待機していただくことなく全ての児童の受入れを行っておりますが、今後、場所や人員の確保が困難となり、一定の保育環境を保つため放課後児童会に定員を設けることを検討することとなった場合、あなた様の考えをお聞かせください。

☐ 一定の環境を保つためには定員を設ける（待機することやむを得ない。

☐ 一定の環境を保つことも重要であるが、定員を設ける（待機することなく速やかに入会できることを優先する。

○回答結果

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
定員を設ける (待機する) こともやむを得ない	152	22.5
定員を設けず (待機なく) 速やかに入会することを優先	497	73.5
不明・無回答	27	4.0
計	676	100.0

[設問]

問11 今後、開設日数や開設時間などを含む放課後児童会の運営体制について見直す中で、状況によっては現在の負担金の増額や別途料金の負担の検討が必要となった場合、あなた様の考えをお聞かせください。

- | | |
|--|--|
| ☐ 一定の利用環境が改善される
なら負担金の増額や別途料金の負担もやむを得ない。 | ☐ 負担金の増額や別途料金の負担が必要であるなら現状のままで良い。 |
|--|--|

○回答結果

回答	回答数 (件)	回答率 (%)
負担金の増額や別途料金の負担もやむを得ない	402	59.5
負担金の増額や別途料金を負担するなら現状のままで良い	249	36.8
不明・無回答	25	3.7
計	676	100.0

亀岡市放課後児童会 対象学年拡大に伴う開設状況試算資料

(H26.8.22作成)

児童会名	開設場所	面積(m ²)	職員数計	平成26年5月現在				平成27年度5月想定(全学年)				平成26年8月現在				平成27年度8月想定(全学年)				平成27年度8月想定(4年生のみ)			
				登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計	登録児童数	計
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年
亀岡小学校放課後児童会(第一)	学校内	63	5	51	124	102	70	0.90	14.0	59	1.07	11.8	0	0	0	78	0.81	15.6	0	68	0.93	13.6	
亀岡小学校放課後児童会(第二)	学校内	63	4	26	121	13.0	60	1.05	15.0	31	1.05	15.0	0	0	0	88	0.72	22.0	0	70	0.90	17.5	
安野小学校放課後児童会(第一)	学校内	63	5	16	117	10.8	79	0.80	15.8	17	1.11	11.4	0	0	0	82	0.77	16.4	0	72	0.88	14.4	
安野小学校放課後児童会(第二)	学校内	63	4	20	126	12.5	66	0.95	16.5	20	1.21	13.0	0	0	0	91	0.69	22.8	0	69	0.91	17.3	
東別所小学校放課後児童会	学校内	82	2	1	41.00	1.0	2	41.00	1.0	1	16.40	2.5	0	0	0	2	41.00	1.0	41.00	0	2	41.00	1.0
西別所小学校放課後児童会	自治会 所有施設	36	2	1	36.00	0.5	2	18.00	1.0	1	18.00	1.0	0	0	0	2	18.00	1.0	18.00	0	2	18.00	1.0
宮栗部小学校放課後児童会	学校内	63	2	7	332	9.5	19	3.32	9.5	6	2.74	11.5	0	0	0	23	2.74	11.5	0	21	3.00	10.5	
吉川小学校放課後児童会	学校内	37	2	3	4.63	4.0	7	5.29	3.5	3	4.63	4.0	0	0	0	7	5.29	3.5	0	7	5.29	3.5	
陣屋小学校放課後児童会	学校内	63	2	5	4.50	7.0	17	3.71	8.5	5	4.50	7.0	0	0	0	17	3.71	8.5	0	18	3.94	8.0	

児童会名	開設場所	面積(m ²)	職員数計	平成26年度5月現在				平成27年度5月想定(全学年)				平成26年度8月現在				平成27年度8月想定(全学年)				平成27年度8月想定(4年生のみ)			
				計		登録児童数		計		登録児童数		計		登録児童数		計		登録児童数		計		登録児童数	
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年
本駒小学校放課後児童会 所有施設	自治会 所有施設	64	3	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1
				13	4	13	4	13	4	13	4	13	4	13	4	13	4	13	4	13	4	13	4
				4.3		4.3		4.3		4.3		4.3		4.3		4.3		4.3		4.3		4.3	
				4.92		4.92		4.92		4.92		4.92		4.92		4.92		4.92		4.92		4.92	
				2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78	
				7.7		7.7		7.7		7.7		7.7		7.7		7.7		7.7		7.7		7.7	
畑野小学校放課後児童会 学校内	学校内	70	2	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4
				8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1
				4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0	
				8.75		8.75		8.75		8.75		8.75		8.75		8.75		8.75		8.75		8.75	
				6.75		6.75		6.75		6.75		6.75		6.75		6.75		6.75		6.75		6.75	
				4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5	
青野小学校放課後児童会 学校内	学校内	16	2	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
				7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3
				3.5		3.5		3.5		3.5		3.5		3.5		3.5		3.5		3.5		3.5	
				2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29	
				1.45		1.45		1.45		1.45		1.45		1.45		1.45		1.45		1.45		1.45	
				5.5		5.5		5.5		5.5		5.5		5.5		5.5		5.5		5.5		5.5	
大井小学校放課後児童会(第一) 学校内	学校内	32	3	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0	30	0
				1.07		1.07		1.07		1.07		1.07		1.07		1.07		1.07		1.07		1.07	
				10.0		10.0		10.0		10.0		10.0		10.0		10.0		10.0		10.0		10.0	
				0.91		0.91		0.91		0.91		0.91		0.91		0.91		0.91		0.91		0.91	
				11.7		11.7		11.7		11.7		11.7		11.7		11.7		11.7		11.7		11.7	
				3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4	
大井小学校放課後児童会(第二) メディアス 電間	メディアス 電間	102	4	27	14	27	14	27	14	27	14	27	14	27	14	27	14	27	14	27	14	27	14
				41	4	41	4	41	4	41	4	41	4	41	4	41	4	41	4	41	4	41	4
				10.3		10.3		10.3		10.3		10.3		10.3		10.3		10.3		10.3		10.3	
				2.49		2.49		2.49		2.49		2.49		2.49		2.49		2.49		2.49		2.49	
				1.67		1.67		1.67		1.67		1.67		1.67		1.67		1.67		1.67		1.67	
				15.3		15.3		15.3		15.3		15.3		15.3		15.3		15.3		15.3		15.3	
千代川小学校放課後児童会(第一) 自治会 所有施設	自治会 所有施設	28	5	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20
				41	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41	0
				8.2		8.2		8.2		8.2		8.2		8.2		8.2		8.2		8.2		8.2	
				0.68		0.68		0.68		0.68		0.68		0.68		0.68		0.68		0.68		0.68	
				4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0	
				8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0	
千代川小学校放課後児童会(第二) 自治会 所有施設	自治会 所有施設	19	2	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13	9	13
				22	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22	0
				11.0		11.0		11.0		11.0		11.0		11.0		11.0		11.0		11.0		11.0	
				0.86		0.86		0.86		0.86		0.86		0.86		0.86		0.86		0.86		0.86	
				2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78		2.78	
				13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0	
千代川小学校放課後児童会(第三) 学校内	学校内	64	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
				9.3		9.3		9.3		9.3		9.3		9.3		9.3		9.3		9.3		9.3	
				2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29		2.29	
				1.28		1.28		1.28		1.28		1.28		1.28		1.28		1.28		1.28		1.28	
				16.7		16.7		16.7		16.7		16.7		16.7		16.7		16.7		16.7		16.7	
川東小学校放課後児童会 学校内	学校内	63	3	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12
				32	9	32	9	32	9	32	9	32	9	32	9	32	9	32	9	32	9	32	9
				10.7		10.7		10.7		10.7		10.7		10.7		10.7		10.7		10.7		10.7	
				1.97		1.97		1.97		1.97		1.97		1.97		1.97		1.97		1.97		1.97	
				1.62		1.62		1.62		1.62		1.62		1.62		1.62		1.62		1.62		1.62	
				13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0		13.0	

児童会名	開設場所	面積(m ²)	職員数	平成26年5月現在			平成27年度5月想定(全学年)			平成26年8月現在			平成27年度8月想定(全学年)			平成27年度8月想定(4年生のみ)		
				計	登録児童数		計	登録児童数		計	登録児童数		計	登録児童数		計	登録児童数	
					1年	2年		1年	2年		1年	2年		1年	2年		1年	2年
保津小学校放課後児童会	保津児童館	32	2	3	10.67	1.5	4	8.00	2.0	4.00	4.0	4	8.00	2.0	4	8.00	2.0	2.0
ツツシメ小学校放課後児童会(第一)	学校内	62	3	44	1.41	14.7	58	1.07	19.3	1.19	17.3	63	0.98	21.0	63	0.98	21.0	21.0
ツツシメ小学校放課後児童会(第二)	学校内	62	4.6	55	1.13	12.0	54	1.15	11.7	1.02	13.3	69	0.90	15.0	54	1.15	11.7	11.7
城西小学校放課後児童会	学校内	63	5	52	1.21	10.4	68	0.93	13.6	1.03	12.2	83	0.76	16.6	65	0.97	13.0	13.0
許部小学校放課後児童会	学校内	64	4.8	50	1.28	10.4	59	1.08	12.3	1.08	12.3	67	0.96	14.0	57	1.12	11.9	11.9
南ツツシメ小学校放課後児童会(第一)	学校内	63	2	29	2.17	14.5	48	1.31	24.0	2.10	15.0	53	1.19	26.5	43	1.47	21.5	21.5
南ツツシメ小学校放課後児童会(第二)	学校内	63	3	42	1.50	14.0	37	1.70	12.3	1.40	15.0	49	1.29	16.3	42	1.50	14.0	14.0
計				748			943			843		1126			950			

現状のままで学年拡大が可能と想定される児童会(8児童会/25児童会)

※職員数は平成26年7月現在
※職員1人当たりの児童数は要支援児童数を考慮しないで算出

1. The first part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

2. The second part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

3. The third part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

4. The fourth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

5. The fifth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

1. 条例制定の背景について

平成 24 年 8 月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新たな制度では、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い制定するものです。

2. 条例の趣旨及び目的

改正後の児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものです。

この基準は、児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものです。

3. 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない「従うべき基準」と、地方自治体が参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」に区分しています。

条例制定にあたっては、この基準区分に従い、基本的には国の基準を踏まえて市の最低基準を定め、常にこの最低基準を向上させるように努めるものです。

条	事 項	国の基準（案）	従う・参酌	市の基準及び考え方
5	一般原則	○事業を利用している児童（以下「利用者」）の人権への配慮、人格の尊重 ○地域社会との交流及び連携、保護者及び地域社会への運営内容の説明 ○運営内容についての自己評価、結果の公表 ○放課後児童健全育成事業所の構造設備（利用者の保健衛生及び危害防止への考慮）	参酌	国の基準に従う
6	暴力団の排除	○放課後児童健全育成事業者は暴力団等であってはならない。	—	本市独自基準
7	非常災害対策	○消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置 ○非常災害に対する具体的計画の策定及び訓練の実施等	参酌	国の基準に従う
8	職員の一般的要件	○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	参酌	国の基準に従う
9	職員の知識及び技能の向上等	○知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない ○放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保	参酌	国の基準に従う

条	事 項	国の基準（案）	従う・参酌	市の基準及び考え方
10	設備の基準	○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置 ○専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上 ○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない ○専用区画等は衛生及び安全が確保されたものでなければならない	参酌	国の基準に従う ただし、既存事業所の専用区画面積を1.65㎡以上とすると、受入れ児童数を減らす必要があり、定員制の導入及び待機児童を生じさせることとなることから、当分の間は経過措置を設けることとする。
11	職員	○放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない ○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、1人を除き補助員に代えることができる ○放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない ①保育士 ②社会福祉士 ③高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者 ④教員免許を有する者 ⑤大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に類似する事業に従事した者で市町村長が適当と認めた者 ○一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とする（※） ○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに当該支援の提供に当たる者でなければならない	従う ※のみ参酌	国の基準に従う ただし、既存事業所において支援の単位を40人以下とすると、受入れ児童数を減らす必要があり、定員制の導入及び待機児童を生じさせることとなることから、当分の間は経過措置を設けることとする。
12	児童を平等に取り扱う原則	○利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	参酌	国の基準に従う
13	虐待等の禁止	○職員の利用者に対する虐待等の禁止	参酌	国の基準に従う
14	衛生管理等	○設備、食器等又は飲用水の衛生管理 ○感染症又は食中毒の発生、まん延の防止 ○医薬品その他の医療品を備え、管理すること	参酌	国の基準に従う

条	事 項	国の基準（案）	従う・参酌	市の基準及び考え方
15	運営規程	○放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定める ①事業目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び、利用者負担額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項等	参酌	国の基準に従う ただし、既存事業所においては現在利用定員を設けておらず、利用希望者が多い状況を勘案する中で、あえて定員を設定すると、保育環境の改善には寄与できるが、受入れ児童数の制限する必要がある、待機児童を生じさせることとなることから、当分の間は経過措置を設けることとする。
16	備える帳簿	○職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備	参酌	国の基準に従う
17	秘密保持等	○職員の秘密の漏洩の禁止等	参酌	国の基準に従う
18	苦情への対応	○苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等 ○市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善 ○社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会の調査への協力	参酌	国の基準に従う
19	開所時間及び日数	○開所時間について授業の休業日は1日8時間以上、休業日以外の日は1日3時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める ○開所日数について年間250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める	参酌	国の基準に従う ただし、既存事業所において、土曜開設日は4時間しか開設しておらず、施設管理上での調整や人員体制の拡充を図る必要があることから、当分の間は経過措置を設けることとする。
20	保護者との連絡	○保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明し、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない）	参酌	国の基準に従う
21	関係機関との連携	○市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携した支援	参酌	国の基準に従う
22	事故発生時の対応	○事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡 ○賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参酌	国の基準に従う

条	事 項	国の基準（案）	従う・参酌	市の基準及び考え方
附則	職員の経過措置	○平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含める	参酌	国の基準に従う

放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の改正（案）にかかる概要

1. 条例改正の基本的な考え方

既存条例の改正にかかる基本方針としては、児童福祉法改正の趣旨を鑑み、その事業実施対象を亀岡市立小学校に在学する児童とします。

ただし、国の考え方でも、平成27年度から全ての放課後児童会で6年生までの受入れを義務化したものではなく、地域の実情やニーズ等に応じて年次的に環境整備を行うこととされている点、また、現在の各放課後児童会の保育環境を考慮しても、次年度から全ての学年の児童について年間を通して受け入れることは困難であり、急激な保育環境の悪化を避けるためにも、対象学年拡大に伴う児童数の増加に見合う保育場所及び人材確保等に努め、その状況に応じて段階的に対象学年及び利用期間の拡大を図っていくこととし、それらの内容を反映した形で既存条例を改正します。

2. 主な改正内容

- ①平成27年度については、入会期間を学校休業期間（学年始、夏季、冬季、学年末）に限定して、小学4年生の児童を新たに受入れる方針であるため、その方針に対応できる文言に改正します。
- ②通常授業期における学校行事等による代休日に放課後児童会を開設する方針であるため、その方針に対応できる文言に改正します。
- ③学校休業期間（学年始、夏季、冬季、学年末）に限定した利用に見合った負担金額を設定します。

ISSスケジュール

平成26年8月28日総務文教常任委員会説明資料

(平成26年)

(平成27年)

実施月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
スケジュール		ISS事前審査準備	ISS事前審査(11月)	申請書提出		ISS事前審査	認証式典
小 学 校	指標1	保護者・地域との協働体制を構築		取組全体の 見直し	見直した内容で組織運営・ プログラム実践	取組全体の 見直し	見直した内容で 組織運営・プログラ ム実践
	指標2	亀岡市総合計画・亀岡市教育振興基本計画に明記					
	指標3	児童会活動の実施・学校安全年間指導計画の作成など					
	指標4	ハイリスク(特別支援学級、不登校、自然災害)の設定					
	指標5	交通安全、いじめ防止に課題設定					
	指標6	保健室データに基づくデータの分析					
	指標7	成果の指標を検討					
	指標8	ISS研修西日本セッション開催(8/4)					
保 育 所	指標1	保護者・地域との協働体制を構築		取組全体の 見直し	見直した内容で組織運営・ プログラム実践	取組全体の 見直し	見直した内容で 組織運営・プログラ ム実践
	指標2	亀岡市総合計画・保育概要及び保育過程・年間指導計画に明記					
	指標3	安全集会・体づくり・環境整備などの実施と活動実績の整理					
	指標4	ハイリスク(交通安全、環境など)の設定と活動実績の整理					
	指標5	園内安全点検、体幹を鍛えるなどのプログラムの設定					
	指標6	保育所外傷データに基づくデータの分析					
	指標7	成果の指標を設定					
	指標8	ISS研修西日本セッション開催(8/4)					

(指標について)

指標1	安全向上に取り組む運営体制が整備されている	指標5	入手及び活用可能な根拠に基づいたプログラムを実施している
指標2	取組の方針(政策)は、SCの文脈に基づき、市や教育委員会等の方針と一致している	指標6	外傷の頻度と原因を継続的に記録する仕組みがある
指標3	全ての性別、年齢、環境をカバーする長期・継続的な予防活動を実施している	指標7	予防活動の効果・影響を測定・評価する仕組みがある
指標4	ハイリスクグループ・環境及び弱者グループを対象としたプログラムがある	指標8	国内・国際ネットワークに継続的に参加する

ISS進行状況報告書(平成26年8月25日時点)

平成26年8月28日総務文教常任委員会説明資料

施設名	小	学	校	保	育	所
対象	曾	我	部	小	学	校
安全課題	①いじめを防止する ②自転車に技能向上と安全な乗り方の指導が必要 ③不注意や技能未熟のケガが多い ④休み時間・体育の時間のケガが多い					
具体的な取組	①いじめ防止フォーラム →各クラスでいじめ防止についての学習を実施し、児童会を中心にいじめ防止フォーラムを開催。 ②交通安全の取組 →自転車運転免許証・交通安全免許証の取組、ヘルメット着用運動、地域の見守りなど ③児童会の活動 →あいさつ運動、校内環境マップの作成、安全クイズの作成など ④学校安全年間指導計画の作成 →社会科での授業、非行防止教室など					
ハイリスク対策	①特別支援学級支援 ②不登校支援 ③自然災害防止					
保護者や地域との連携	①PTAと救急救命講習会を実施 ②京都学園大学学生による登校時見守り ③地域による登校時の見守り、登校指導 ④地域とPTAとの環境美化活動					
効果	・生徒指導、健康安全教育、教科・道徳等、学校の教育活動全体で、安心安全を図る取組が進められている。 ・教職員が児童を安全・安心の視点で見ようになり、指導や取組に積極的になり取り組んでおり、情報共有も進んでいる。 ・児童の行動に丁寧さや落ち着きが見られるようになり、学習に向かう姿勢も変わってきた。 ・児童会活動も児童自身の工夫や協力が見られるようになってきた。					
	①保育所の前の国道は交通量が多い ②大きな池や川が近くにある ③玄関前が坂道になっており、門を出ると車道である など					
	①保護者主催の防災教室を開催 ②未就園児、自治会、高齢者とともに避難訓練を実施 ③地域による登降所時の見守り など					
	・ISSの理念のもと、安全安心の取組が整理され、保育所全体で取組が実施されている。 ・保育士が取組の根拠やデータを意識するようになり、それぞれの保育所で課題を意識した取組が進んでおり、PDCAサイクルの仕組みが作られている。 ・課題を通じて、保護者や地域との連携が進んでいる。					